３月31日までの間（⑷及び⑸については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算⑴　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算⑵　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算⑶　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ　地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

⑴　要介護１	534単位
⑵　要介護２	599単位
⑶　要介護３	668単位
⑷　要介護４	732単位
⑸　要介護５	800単位

ロ　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

⑴　要介護１	534単位
⑵　要介護２	599単位
⑶　要介護３	668単位
⑷　要介護４	732単位
⑸　要介護５	800単位

注１・２　（略）

３　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、１日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、ヘを算定している場合においては、算定しない。

⑴　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

⑵　介護福祉士の数が、常勤換算方法（地域密着型サービス基準第２条第７号に規定する常勤換算方法をいう。）で、利用者の数が６又はその端数を増すごとに１以上であること。

⑶　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第９号に規定する基準に該当していないこと。

５　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、１月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注６を算定している場合は、１月につき100単位を所定単位数に加算する。

３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算⑴　イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算⑵　イからトまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算⑶　イからトまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ　地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

⑴　要介護１	533単位
⑵　要介護２	597単位
⑶　要介護３	666単位
⑷　要介護４	730単位
⑸　要介護５	798単位

ロ　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（１日につき）

⑴　要介護１	533単位
⑵　要介護２	597単位
⑶　要介護３	666単位
⑷　要介護４	730単位
⑸　要介護５	798単位

注１・２　（略）

（新設）

（新設）

（新設）